

第58回日本小児保健協会学術集会 交流セッション1

現代的な健康課題への対応に求められる
養護教諭のコーディネート力ファシリテーター 浅田 知恵 (名古屋市教育委員会)
林 典子 (名古屋学芸大学ヒューマンケア学部)

I. 本交流セッションの趣旨

養護教諭は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められている教育職員であり、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、健康教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行い、子どもたちの健康について専門的にかかわっている。

今日、多様化・複雑化する子どもたちの健康課題に適切に対応するために、養護教諭が中核となりつつ、学校内外の関係者と連携・協力するコーディネーターとしての役割が必要とされている。

そこで、本交流セッションにおいては、具体的事例を通して養護教諭のコーディネート力について発表していただき、専門家の助言を参考にしながら意見交換を行い、養護教諭のコーディネート力とはどのようなものであるかを深めていきたいと考えた。

II. セッションの内容

1. 提案事例1

「発達障害等の課題を有する子どもへの対応
～家族への支援から医療機関受診につなげた事例～」

事例提案者 静岡県磐田市立磐田中部小学校
養護教諭 田邊恵子

小学5年生のA子は、以前から思うようにならないことがあると教室を飛び出して校内を徘徊していたことから、保健室でクールダウンとして気持ちを落ち着かせて教室に戻すように対応してきた。A子の弟も在校しており、体調不良を訴えて頻繁に保健室に来室していた。校内体制で組織的に対応するとともに、保護

者を支援し医療機関への受診を勧めたところ、A子は広汎性発達障害の診断を受けるに至り、専門機関との連携を図り支援を継続した。

養護教諭として、A子に対して規則正しい生活についての個別の保健指導や自分で考え行動を選択する力を身に付けることができるように働きかけるとともに、保護者に対して労いの言葉かけを心がけA子の気持ちを代弁するようにした。養護教諭は体と心の両面をとらえた支援、年度や学年の枠を超えて継続的に学校全体を見渡した支援ができることから、コーディネートするうえで、「コミュニケーション力」、「マネジメント力」、「交渉する力」が必要であると考えた。

2. 提案事例1に対するコメント

コメンテーター 愛知教育大学障害児教育講座
教授 吉岡恒生

日ごろから愛知県内の学校の巡回指導に携わっていると、学校において発達障害等の課題をもつ子どもへの支援に苦慮している学校が多くみられる。特に、家庭の教育力が社会経済の状況を反映している感がある。

提案事例1について、A子が抱える発達上の課題はさまざまな要因が絡み合っており、グレーゾーンな状態といえる。学校において、学級や友人関係の中でA子が育つために周囲の子どもにも働きかける支援が必要であるとともに、養護教諭がA子に対してかかわることによって、学校内の“安全基地”としての機能を果たしている。A子が自分なりにできることの行動選択を促す支援は、生活におけるさまざまな課題を解決す

ることを学ぶ機会として自己肯定感を高めることにつながっている。兄弟が多く、家庭の教育力が低下している状態の中では自己否定を繰り返す可能性も多く、養護教諭が保健室の機能を活かしてその枠の中で安心感を与えることに意味が大きい。

3. 提案事例2

「性の逸脱行為への対応について」

事例提案者 名古屋市立名南中学校

養護教諭 渡辺律子

中学3年生のB子は、以前から保健室に頻繁に来室する生徒だった。ある日、交際していた少年から性行為を強要されたことにより妊娠の不安があるという相談を受けた。本人の不安を受け止めつつ、保護者や担任に話して受診することを勧めた。その後、校内で対応を検討し保護者に対して受診を依頼したが、なかなか受診せず、しばらく不安を抱えたまま経過し1か月が過ぎたころ、妊娠していないことがわかった。

養護教諭として、今回の事例は心のケアや相手少年のかかわり方など、早急な支援体制が必要なデートDVの事例であったにもかかわらず、B子を落ち着かせることを最優先としたために対応が遅れたことが課題となった。また、学校外の専門機関と連携を図り支援体制を構築することが必要であると感じた。そこで、養護教諭は「問題を見極める力」、「情報を収集する力」、「つなぎ合わせる力」が必要であると考えた。

4. 提案事例2に対するコメント

コメントーター 咲江レディスクリニック

思春期保健相談士 田口眞由美

産婦人科に勤務し、思春期保健相談士として相談活動に従事している。

性の逸脱行為をした子どもたちには、自分の体を自分で守ることについて理解を促しながら、いつでも安心して相談できることが大切である。同時に、保護者に対しては日常会話の中で話ができる環境づくりや、相手に対しては自分の大切な人を思いやることを伝えていくようにしたい。

また、妊娠が疑われるために早急に診察を受けるためには、保護者の同意を求めることが望ましいものの満15歳以上の子どもは単独での受診が可能となるなど、法的な制度等についても医療関係者からアドバイ

スを受けられることを知っておいてほしい。

養護教諭に期待することとしては、妊娠・避妊・性感染症などのテーマについて詳しい知識や最新の情報について身に付けるとともに、地域の医療関係者とネットワークを作り、ぜひ相談してほしい。

5. 協議

十分な時間を確保することができなかったが、活発な協議がされ、主に以下の4点について話し合われた。

- 性の逸脱行為について、生徒から「だれにも言わないで」と言われた時の養護教諭の対応について。
- 特別支援学校が、その地域の中で各学校が抱える事例に対してアドバイスをするなどの役割を担うことについて。
- 思春期の子どもの性にかかわる相談について、養護教諭が相談を受けた段階で産婦人科医師や思春期保健相談士に相談するなどの体制を築くことについて。
- 子どもたちが抱える問題が複雑化してきた中で、養護教諭一人が抱え込んだり、学校だけで解決しようとしたりするのではなく、組織的な支援が必要であることについて。

III. ま と め

今回の交流セッションにおいて、具体的事例を通して意見交流を行った中から、養護教諭のコーディネート力について、コミュニケーションをとりながら「情報を共有すること」、養護教諭はさまざまな事例において子どもへの支援を継続していることを「情報発信すること」が大切であること、保健室や学校だけで解決できない複雑化した課題が山積している中で常日頃から正しい知識や新しい情報を持ち、「広い視野を持ち、ネットワークを築くこと」が必要であることが確認された。

養護教諭として、学校全体という組織の中で、子どもたちの発達段階、保健室の機能や養護教諭の特質をふまえ、保健医療等の専門機関と連携しながら子どもたちの抱えるさまざまな課題に適切に対応することが今後ますます期待されている。

※事例については、プライバシーに配慮し、協議に支障のない範囲で修正している。